

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、医用電子機器専門メーカーとして、『病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に社員の豊かな生活を創造すること』を経営理念としています。そしてその実現に向け、商品、サービス、技術、財務体质や社員の質などすべてにおいて、お客様はもとより、株主の皆様、取引先、社会から認められる企業として成長し、信頼を確立することを経営の基本方針としています。この基本方針を実現するため、経営の健全性と効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	2,797,293	6.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,470,300	5.39
株式会社埼玉りそな銀行	2,096,875	4.58
東芝メディカルシステムズ株式会社	1,990,000	4.34
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	1,511,310	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,430,300	3.12
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	1,229,100	2.68
富士通株式会社	928,879	2.02
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	845,300	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	813,600	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

【大株主の状況】は、2015年3月31日現在の状況を記載しています。下記のとおり、株券等の大量保有の状況に関する報告書が提出されていますが、当社として2015年3月31日現在の実質保有状況が確認できないため、【大株主の状況】の表には含めていません。

- 保有者:株式会社りそな銀行 他1名
(2014年3月31日現在)
所有株式数:2,244千株
保有割合:4.90%
- 保有者:フィデリティ投信株式会社
(2014年3月31日現在)
所有株式数:2,689千株
保有割合:5.88%
- 保有者:マイナー・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(2014年4月10日現在)
所有株式数:2,289千株
保有割合:5.00%
- 保有者:マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニー
(2014年9月30日現在)
所有株式数:3,284千株
保有割合:7.18%
- 保有者:三井住友信託銀行株式会社 他2名
(2014年10月15日現在)
所有株式数:1,994千株
保有割合:4.36%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山内 雅哉	弁護士											
小原 實	学者									○	○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山内 雅哉	○	—	山内 雅哉氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を当社の経営体制に活かしていただくため、社外取締役に選任しています。また、山内氏の属性として当社経営陣からの独立性が疑われるようなものはないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
小原 實	○	小原 實氏は慶應義塾大学の名誉教授であり、同大学は当社の取引先および寄付先ですが、本届出直近事業年度の取引実績および寄付金額は軽微基準内であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。当社は、属性情報に関する軽微基準を、対象事業年度	小原 實氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、電子工学、レーザ医療を専門とする大学教授としての知見・経験等を当社の経営体制に活かしていただくため、社外取締役に選任しています。また、小原氏の属性として当社経営陣からの独立性が疑われるようなものはないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。

	において、hの「取引」については「連結売上高1%未満」、jの「寄付」については「1,000万円未満」と定めています。	じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
--	--	---------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

・監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持つ(年4回)等、緊密な連携を保ち、監査計画や監査の実施状況について積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めています。また、国内外の子会社についての往査も含め、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会っています。

・監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、社長直属の内部監査部門(8名)と定期的に会合を持ち(年12回)、情報交換に努め、緊密な連携を図っています。内部監査部門は、定期的に当社および子会社におけるコンプライアンスの状況や業務の適正性、効率性等について内部監査を実施しており、会計および業務執行について、監査役とも連携して監視機能の強化を図っています。内部監査部門は、内部監査結果を都度社長に報告するとともに監査役にも報告しています。また、四半期ごとに経営会議にて、内部監査結果や改善事項の進捗状況を、取締役、監査役、執行役員に報告しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 修	学者										○		○	
河村 雅博	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		加藤 修氏は慶應義塾大学の名誉教授であり、同大学は当社の取引先および寄付先ですが、本届出直近事業年度の取	加藤 修氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授および弁護士とし

加藤 修	○	引実績および寄付金額は軽微基準内であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。当社は、属性情報に関する軽微基準を、対象事業年度において、jの「取引」については「連結売上高1%未満」、lの「寄付」については「1,000万円未満」と定めています。	て会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役に選任しています。また、加藤氏の属性として当社経営陣からの独立性が疑われるようなものはないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。
河村 雅博	○	—	河村 雅博氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、財務および会計の専門家として豊富な経験と幅広い識見を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役に選任しています。また、河村氏の属性として当社経営陣からの独立性が疑われるようなものはないため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

中長期の業績を反映させる観点から、取締役(社外取締役を除く)の月額報酬の一定割合を自社株式の購入に充て、在任期間中保有することとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬は341百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、業績や株主価値との連動性を高め、経営の透明性の向上と中長期的な成長性、収益性の向上を図ることを目的として役員の報酬に関する方針を次のとおり定めています。

取締役の報酬については、月額報酬および賞与で構成しています。月額報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき支給することとしています。賞与は、当期の会社業績、貢献度等を勘案し支給することとしています。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定割合を自社株式の購入に充て、在任期間中保有することとしています。

上記の月額報酬および賞与の総額は、年額の取締役報酬限度額の範囲内で支給することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の業務連絡・補佐等は経営企画室が担当しています。

社外取締役および社外監査役に対する情報伝達体制については、部門や子会社からの月次業務報告を回覧する等定期的に情報を提供する

ほか、取締役会や経営会議等の会議資料を事前に配布し、必要に応じ説明を行うなど、職務執行の補佐に努めています。

2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状体制の概要

取締役会は10名の取締役(うち社外取締役は2名)からなり、取締役会を原則月1回開催し、法令で定められた事項および当社グループ全体の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。また、取締役会の決定した基本方針に基づく経営活動を推進するため、全取締役・全執行役員で構成する経営会議を月3回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めています。

取締役につきましては、経営の意思決定を迅速に行うため員数を12名以内とし、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため任期を1年としています。また、経営の透明性・健全性を高めるため、独立性を有する社外取締役を2名選任しています。さらに、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離するため、執行役員制度を導入しています。

当社は、監査役制度を採用しています。監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。各監査役は取締役会・経営会議・その他重要な会議に出席し、議案の審議に際して適宜必要な発言を行っています。また、監査役会が策定した監査計画に従って、業務執行状況や財産状況の調査をはじめ、取締役の職務執行を監査しています。

なお、社外取締役2名および社外監査役2名は、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として東京証券取引所に届け出ています。社外取締役および社外監査役は、取締役会だけでなく経営会議等社内の重要な会議に出席し、客観的・中立的な立場から適宜必要な意見を述べ、経営の監視を行っています。

合わせて、内部統制の強化のため、内部監査体制の整備に努めています。

(2) 監査役の機能強化に向けた取り組み

前述「監査役関係」欄に記載のとおりです。

(3) 会計監査人

当社の会計監査業務は東陽監査法人に委嘱しており、その業務執行社員は、中野敦夫公認会計士および鈴木裕子公認会計士です。当社の会計監査業務に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士等により適切な人員で構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記に記載のとおり、独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任すること、執行役員制度を導入すること、監査役と内部監査部門・会計監査人の相互連携を図ることなどの様々な施策を講じており、経営の監視機能は十分に確保されていると判断しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当該関係業務の効率化、迅速化を図り、早期発送に努めています。2015年6月に開催された株主総会の招集通知につきましては、法定期限よりも4営業日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第64回定時株主総会は2015年6月25日に開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに招集通知(要約)の英文を掲載しています。
その他	当社ホームページに招集通知および臨時報告書(株主総会議決権行使結果)を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表		情報開示方針を定め、当社ホームページのIRサイトに掲載しています。
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社などが主催する個人投資家向け説明会に参加し、当社の事業内容や経営戦略を説明しています。また、説明会のプレゼン資料を当社ホームページのIRサイトに掲載し、情報の拡充に努めています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長自ら出席するアナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を年2回(年度末、第2四半期末)に開催しています。また、第1・第3四半期には電話会議を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の機関投資家を訪問し、当社の業績や経営戦略を説明するIRミーティングを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページhttp://www.nihonkohden.co.jp/に、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知、株主通信、コーポレート・ガバナンスの状況、アニュアルレポート(英文)等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を所管部署とし、経営企画室長を情報取扱責任者としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」、コンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」に定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、医用電子機器専門メーカーとして、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に社員の豊かな生活を創造すること」を経営理念としています。この経営理念の実現に向けた取り組みと日本光電行動憲章の実践を、CSR活動の基本としています。CSRの取り組みについては、当社ホームページで公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」、コンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」に定めています。
その他	日本光電では、ダイバーシティ推進活動として「多様性を活かす風土の醸成」「女性のキャリア形成支援」「家庭と仕事の両立支援」に取り組んでいます。 人事部門内のダイバーシティ推進担当が中心となって、多様性を活かす風土の醸成に取り組んでおり、女性リーダー候補者を対象とする研修など様々なアプローチから、女性のキャリア形成支援に努めています。 家庭と仕事の両立支援については、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を取得し、社員が能力を最大限発揮できる職場環境の整備に努めています。子どもが小学校6年生になるまで利用可

能な「短時間勤務」や「シフト時間勤務」など育児支援の諸制度を整備し、育児休業を取得した社員の復帰率はほぼ100%となっています。
2015年4月現在、女性管理職が全体の管理職に占める割合は6.6%となっています(国内グループ主要13社合計)。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりです。今後も、当該方針に基づいた体制および運用方法を適宜見直し、実効性の向上に努めます。

・当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
公正で適切な企業活動を推進するため、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」およびコンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」を、啓蒙・研修を通じて当社グループの取締役および使用人に周知徹底します。

コンプライアンス委員会および各部門・各子会社のコンプライアンス推進者は、コンプライアンスの確実な実践を推進します。

コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける社内通報システムを運営し、不正等の早期発見と是正に努めます。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断します。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、会議付議・決裁手続き基準に従い、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理します。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務の健全かつ円滑な運営の確保に資するため、リスク管理規定に従い、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理する体制を構築し、実効性の高い運用を行います。

グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについては、リスク毎に定めるリスク管理部門が対応します。

大規模自然災害等緊急の事態が発生した場合は、事業継続計画書等の社内規定に従い対処します。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

全取締役・全執行役員で構成する経営会議を原則月3回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めます。

執行役員制度により、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離し、それぞれの機能強化を図ります。

社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。

・当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、社内規定に従い、所管担当部門が適切に各子会社を管理し、子会社の経営成績その他の重要な情報について定期的に報告を受けるとともに、子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要する体制とします。

当社内部監査部門が当社および子会社の内部監査を実施します。

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制のシステムを構築し、継続的にその評価・改善を行います。

・監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性およびその使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局は、監査役会の求めまたは指示により、監査役の職務の遂行を補助します。

監査役会事務局所属員の人事異動については、監査役会の同意を得ます。

監査役会事務局は、監査役から指示を受けた職務について、取締役の指揮命令を受けません。

・当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役および使用人は、監査役会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、職務執行に関し重要な法令・定款違反および不正行為の事実ならびに内部監査の結果を、遅滞なく報告します。

前記に関わらず、監査役は、必要に応じて当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができます。

監査役に報告を行った者は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を把握します。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役および監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換します。

監査役は、当社および子会社の監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、緊密に連携します。

監査役の職務を執行する上で必要な費用については、監査役監査基準に従い、監査役が償還等を請求した時には速やかに処理を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を、「内部統制システム構築の基本方針」の中で定めています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、健全な社会秩序や企業活動を害する恐れのあるあらゆる団体および個人に対しては毅然たる態度で臨む旨を「日本光電行動憲章」に定め、当社グループの役員・社員等に周知徹底を図っています。また、総務部門を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を置いて警察や地域企業等からの情報収集に努めるとともに、事案の発生時には警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事实上強要する恐れがあるもの、当社取締役会や株主の皆様に十分な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社株式の大量買付行為に関する対応策

当社は、2013年5月8日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新の件」(以下、更新後の対応方針を「本基本ルール」といいます。)を決議し、2013年6月26日開催の第62回定時株主総会で承認いただきました。

本基本ルールは、当社株式の大量買付行為が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保とともに、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示したり、大量買付者との交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本基本ルールでは、当社株式の20%以上を取得しようとする大量買付者に対し、大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供および本基本ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求めます。その後、当社社外取締役、当社社外監査役、社外有識者から構成される独立委員会が、大量買付提案の内容や当社取締役会の代替案について検討し、大量買付行為に対する対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。なお、独立委員会は、本基本ルールに定める所定の場合、予め当該対抗措置の発動に関して株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)の承認を得るべき旨を勧告することができます。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、大量買付者等が本基本ルールを遵守しなかった場合、または当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合など本基本ルールに定める要件に該当すると判断した場合は、その決議により、対抗措置を発動して新株予約権を発行する場合があります(株主意思確認総会を開催する場合には、株主意思確認総会の決議に従います)。また、買付提案の内容や当社取締役会の意見、独立委員会の意見書の内容、対抗措置の発動等について、適時・適切に情報開示を行います。本基本ルールの有効期間は、導入後3年間です。

詳細につきましては、当社プレスリリース「当社株式の大量買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新について」をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 情報開示に係る基本姿勢

当社は、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」に、「株主様のみならず広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を適切かつ公正に開示し、透明性の高い経営を行います。」と定めています。

この精神に則り、後述の「情報開示方針」において、「当社グループに係る情報を適時適切かつ公平にわかりやすく開示し、お客様、株主の皆様、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解と信頼を深め、適正な評価を得ることを目指します。」と定めています。

(2) 適時開示に係る社内体制

1)当社は、東京証券取引所制定の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」および当社の「情報開示規定」に定めた手順に従って、情報開示を行っています。また、情報開示委員会を設置し、適時開示に関する規定・体制の整備および適切な運用を推進しています。

2)経営企画室長を情報取扱責任者とし、重要な決定事実または発生事実に関する情報は経営企画室が管理しています。決算に関する情報は経理部が中心となって管理していますが、常に相互に連絡を取り合っており、情報の一元管理を図っています。

3)適時開示情報は、当社の取締役会または経営会議の決議後もしくは代表取締役の確認後、速やかに情報取扱責任者から開示しています。なお、取締役会は、会社の意思決定・監督機能を果たすため原則月1回開催し、経営会議は、取締役会で決定した基本方針に基づき業務執行上の重要事項の審議・決定を行うため月3回開催しています。いずれの会議も必要に応じ隨時、臨時会議も開催します。

4)情報開示は、東京証券取引所のTDnet(適時開示情報伝達システム)に登録することにより行い、必要に応じて証券取引所内の記者クラブへ資料配布とともに、当社ホームページにも掲載しています。

【情報開示方針】

(1) 基本方針

当社グループは、株主様のみならず広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を適切かつ公正に開示し、透明性の高い経営を目指すことを日本光電行動憲章に定めています。この精神に則り、当社グループに係る情報を適時適切かつ公平にわかりやすく開示し、お客様、株主の皆様、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解と信頼を深め、適正な評価を得ることを目指します。

(2) 開示情報

当社は、会社法、金融商品取引法その他の法令および東京証券取引所の適時開示規則に該当する情報の開示を行うとともに、規則等に該当しない情報であっても、当社を理解していただくために有用な情報については、できる限り積極的かつ公平に開示します。

(3) 社内体制

当社は、情報開示委員会を設置し、適時開示に関する規定・体制の整備および適切な運用を推進します。

(4) 情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報は、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて公開します。また、TDnetにて公開した情報は、当社ホームページに速やかに掲載します。さらに適時開示規則に該当しない情報についても、重要と思われる情報については報道機関に対するプレスリリースおよび当社ホームページへの掲載等を通じて、適時・適切かつ公平に開示します。

(5) 将来の見通しに関して

当社が提供する情報の中には、適時開示規則に則って開示する決算短信等での業績予想など、当社の将来の戦略・見通しが含まれていることがあります。これらの情報は、経済動向・業界動向・為替レート等に関わるリスクや不確実な要素を含んでいるため、実際の業績等が当初の見通

しと異なる結果となる可能性があります。

(6)沈黙期間

当社は、決算(四半期を含む)情報の漏洩を防ぎ、情報開示の公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日まで、決算に関するコメントや質問への回答は行いません。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込みが出た場合には、適時開示規則に従い適切に開示します。

